

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>改正案に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今般の意見募集に係る政令案に対する賛成の御意見として承ります。</p>
2	<p>1. 本件政令案第13条第1項は、単に「第二十条第一項において同じ」としています。このため、同条第2項の「旧所属市町村の長」には、職務代理者が含まれないと解されます。しかし、これでは、複数の旧所属市町村全ての長が職務代理者である場合、職務執行者が存在しないこととなり、妥当でないと思います。また、複数の旧所属市町村のうち1つが職務代理者である場合であっても、地理的範囲等の事情に鑑み、職務代理者である者が職務執行者となることが適切な場合もあると思います。この点、事故等がある長を名目的に職務執行者とし、実際の職務執行はその職務代理者が行えば足りるとも考えられます。しかし、例えば、死亡した長は、既に権利能力を失っていることから、名目的であってもこのような者を職務執行者とすることは、法的に不可能だと思います。したがって、前記文言の上に「次項及び」を加えるべきだと思います。</p> <p>2. 同条の「旧所属市町村の長であった者」とは、特別区設置の時点における長を指し、過去の長の経験者を指すものではないと解するべきだと思います。</p>	<p>1. ご意見を踏まえ、政令案第13条第1項において、「従来当該特別区の地域の属していた関係市町村（以下「旧所属市町村」という。）の長であった者（地方自治法第百五十二条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定により旧所属市町村の長の職務を代理し又は行う者であった者を含む。以下「旧所属市町村の長であった者」という。）」とします。</p> <p>2. お見込のとおりです。</p>

No.	意見の概要	意見に対する考え方
	【個人】	
3	<p>特別区にするということは、普通地方公共団体から特別地方公共団体への移行を意味しますが、どの程度のメリットがあるのか住民に周知徹底する必要があると思います。少なくとも税金は上がることは目に見えているので実施予定団体は「どういう目的で移行するのか？」を明確にした方がいいかと思います。また、移行に際しての最低人口要件を設けた方がいいかと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>特別区の設置については、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）第7条第2項において、特別区の設置を申請しようとする関係市町村の長は、特別区の設置についての投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならないこととされています。</p> <p>後段の御意見については、今般の意見募集に係る政令案に対するものではないものと承知しております。</p>
4	<p>大都市地域で特別区を設置した方が住みやすく、経済的で便利だと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>頂いた御意見は、今般の意見募集に係る政令案に対するものではないものですが、大都市地域における特別区の設置に関する法律を評価する御意見として理解しております。</p>